

第 11 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成26年11月20日(木) 午後2時00分

場 所 JA三重中央久居支店 2階 会議室

出席部会委員	25	いとろ 伊藤	たけのり 武則	・	26	いなば 稲葉	かずひさ 和久	・	27	おおい 大井	かずし 一司	・	28	すずき 鈴木	てるまさ 照正
	29	たぐち 田口	よしのり 慶則	・	30	もろと 諸戸	よしあき 善昭	・	31	うえかわ 上川	ひろふみ 洋文	・	32	たなか 田中	たけつぐ 竹次
	33	もりやま 守山	たかゆき 孝之	・	35	いけだ 池田	まさし 昌司	・	36	いたに 井谷	いさお 功	・	37	きしの 岸野	たかお 隆夫
	38	なかがわ 中川	かずお 和雄	・	39	ふじた 藤田	たけし 武	・	40	ゆうき 結城	しんぞう 晋三	・	42	かたおか 片岡	まさいく 眞郁
	47	なかたに 中谷	ひでや 秀也												

以上17名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34 あさい きそお
浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹
美杉：小林担当副主幹

議事録署名者 26 いなば かずひさ
稲葉 和久・36 いたに いさお
井谷 功

事 項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第11回第2農地部会を開会させていただきます。</p> <p>本日の議事録署名人を指名させていただきます。26番 稲葉委員、36番 井谷委員、ご兩人、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第3号につきまして、事務局から一括して報告を願います。よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から3で、件数は3件、面積は田で8,938㎡でございます。</p> <p>これにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から8で、4ページになりますが、合計で件数は8件、面積は31,390㎡で、その内訳は、田が21,989㎡、畑が9,401㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございまして、あっせんの希望はありません。</p> <p>なお、現況地目が宅地や山林などになっているところは無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>5ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地の1件で、合計面積は畑で89㎡でございます。</p> <p>報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案事項に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。</p>
事 務 局	<p>6ページ、7ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、受人 _____、面積27,130.61㎡、渡人 _____、面積27,130.61㎡、申請地 久居井戸山町東興 _____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積1,378㎡です。</p> <p>これにつきましては、親子間の生前部分贈与です。</p> <p>番号2、地区 久居、受人 _____、面積0㎡、渡人 _____、面積1,695㎡、申請地 久居井戸山町行成 _____、台帳地目・現況地目とも畑、</p>

面積796㎡。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を開始するものです。耕作面積は、議案第2号でご審議いただきます借入地を含め5,225㎡になります。

番号3の案件につきましては、受人の都合で取り下げの申し出がありました。このため抹消をお願いします。

番号4、地区 家城、受人 _____、面積5,732㎡、渡人 _____、面積7,317㎡、申請地 白山町南家城家野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積349㎡、外2筆で、7ページになりますが、合計面積2,451㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 下之川、受人 _____、面積2,361㎡、渡人 _____、面積9,104.62㎡、申請地 美杉町下之川中津_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積125㎡、外2筆、合計面積1,516㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲り受け、利用権を設定する2,361㎡の農地とあわせて新規に営農を開始するものです。

番号6、地区 下之川、受人 _____、面積2,026㎡、渡人 _____外2名、面積7,765㎡、申請地 美杉町下之川神山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積224㎡、外2筆で、合計面積1,086㎡。

これにつきましては、受人は、遠方で耕作が不便な渡人から申請地を譲り受け、利用権を設定する2,026㎡の農地とあわせて新規に営農を開始するものです。

以上、1件取り下げがありましたので、件数は合計5件で、面積は7,227㎡、その内訳は、田が3,376㎡、畑が2,473㎡、その他、これは台帳地目が山林、現況地目が畑ですが、1,378㎡でございます。

いずれの案件も、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番をお願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。13日に委員と事務局で現地確認を行ってまいりました。現地は、久居自衛隊の駐屯地がありまして、それから東へ行きますと_____があります。その_____から北側へ大体1kmから1.5kmぐらいのところに畑がありまして、その畑というのは、もうほとんどその周辺も梨の樹園地になっております。本人さんも、現在、ハウスで苺も作ってみえて、しっかり農業をやってみえるので問題はないかと思われま。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。先ほどの説明と同じ日に現地確認してまいりました。場

所は、近鉄沿線の久居駅と桃園駅の真ん中あたりで、近くに_____団地があります。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議、お願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井です。番号4番について報告をさせていただきます。
13日午後から、地元委員3名、事務局1名で現地の確認を行いました。場所は、_____から東へ100mぐらい下ったところが現地でございます。申請内容については、事務局の説明どおりでございます。
もう1箇所は、家城から八ッ山へ抜けるところに_____があるんですが、その_____から北へ200mぐらい行ったところが現場でございます。地目は田で現況は畑でございますが、柿が植えられてございます。特に周囲に影響は及ぼさないとしますので、ひとつよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。下之川5番、6番について説明します。
5番については、譲受人は美しい環境の地で農作業をするのが若いころからの夢であるということで、どうにかこうにか今になって夢が実現したということでした。渡人は、高齢で労力がないということで経営面積を縮小したいということでした。5番は以上です。
6番については、受人は、前々回で、申請がありましたとおり、隣地の宅地を取得したので隣の譲り受けをしたいということです。渡人は、遠方に住んでいるので、譲り渡して規模を縮小したいということです。以上です。

議長 ありがとうございます。
地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。
続きまして議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 8ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、面積2,600㎡、申請地 久居元町起し_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積545

m²、外2筆、合計面積2,237m²です。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人と無期限の使用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。

番号2、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、面積91m²、申請地 久居元町起し_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積91m²。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人と無期限の使用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。

番号3、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、面積353m²、申請地 久居元町起し_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積273m²。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人と無期限の使用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。

番号4、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、面積278m²、申請地 久居元町起し_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積278m²。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農を縮小する渡人と無期限の使用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。

番号5、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、面積2,082m²、申請地 川方町里ノ内新畑_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,550m²。

これにつきましては、受人は、高齢化で労力不足の渡人と無期限の使用貸借契約をし、新規に営農を開始するものです。

以上、件数は5件で、合計面積は畑で4,429m²でございます。

これら案件につきましては、農業を真面目に行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番から5番まで、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。13日に現地確認に行ってまいりました。実はこの1番から4番までの番号の地域が、ちょうど久居の公民館の近くに_____がありますが、その_____の道1本隔てた東側のすぐ近くの住宅地の中で、50m四方の中に密集しておるといような状況でございます。特にこの番号2と4番は、地番を見たらわかるように、_____と全く同じ場所にあります、とにかく密集しておるとい状況です。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。

番号5は、6ページの2番で_____団地があると申し上げましたが、そこと全く隣同士に位置しておりまして、ちょうど川方と井戸山と名前は違うんですが、農道を隔てて左側が川方で右側が井戸山という全く隣接しているところでございます、事務局の説明どおり、何ら問題と思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事 務 局	9ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。 番号1、地区 高岡、申請者 _____、申請地 一志町日置川成 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積472㎡です。 これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は264.06㎡で、転用面積の55.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 下多気、申請者 _____、申請地 美杉町下多気漆 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積130㎡。 これにつきましては、申請地を建設会社の事務所用地とするものですが、平成6年4月ごろに建築されており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は2件、合計面積は田で602㎡でございます。 いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご議のほど、よろしくをお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
田中委員	32番 田中です。11月13日に午後1時から、委員3名と事務局2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、一志美杉線の _____ があるんですが、その北側を西のほうに100mぐらい入ったところが場所でございます。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。
結城委員	40番 結城です。番号2、下多気について説明したいと思いますが、平成6年4月ごろ、以前から事務所を建てておったということです。始末書の添付もありますし、事務局の説明どおりでございます。

議 長	それでは、地元委員の説明がございましたが、皆さん方から何かご意見がありましたらお伺いします。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。 引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。
事 務 局	10ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 久居、受人 有限会社_____代表取締役 _____、渡人 _____外2名、申請地 戸木町西羽野_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,123㎡、外3筆で、合計面積4,254㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は1,683㎡で、転用面積の39.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 川口、受人 株式会社_____代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白山町川口ライセ_____、台帳地目 田、現況地目畑、面積588㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は316.8㎡で、転用面積の53.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3から番号6につきましては、一体的に土地利用を図られますことから、まとめて説明いたします。 番号3、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木亀広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,636㎡。 番号4、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木亀広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積965㎡。 番号5、地区 大三、受人 _____外1名、申請地 白山町二本木亀広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,515㎡。 番号6、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二本木亀広_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積128㎡、外1筆、合計面積703㎡。 これら4件につきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、その後、株式会社_____代表取締役 _____と賃貸借契約を締結し、太陽光発電施設用地とするものです。 なお、番号6につきましては、昭和56年ごろ植林され、渡人からの始末書

が提出されております。開発される全体面積は14,571㎡で、このうち農地の転用面積は、一体利用されるこの後の議案第5号の案件887㎡を含めまして6,706㎡。パネル設置面積は6,370.65㎡で、全体面積の43.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 ハッ山、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町山田野口大山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積555㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 石名原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町石名原西ノ平_____、台帳地目・現況地目とも田、面積356㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 奥津、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町奥津羽根田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積766㎡、外1筆で、合計面積1,278㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は387.6㎡で、全体面積の30.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下多気、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下多気漆_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積204㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受けるものですが、昭和50年ごろ渡人により植林され、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

11ページをお願いいたします。

以上、件数は10件、合計面積は13,054㎡で、その内訳は、田6,392㎡、畑6,662㎡でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

大井委員

27番 大井です。11月13日に現地確認に行ってみりました。午後には本庁の事務局、会長以下も現地確認をしていただきました。場所は、戸木町の_____から西へ1kmぐらいの所は畑の中でして、周囲も、耕作放棄地ではないですけど、管理はされているけど草は生えて耕作されていないようなところ。今回、この4筆で四角形になるような畑でして、事務局説明のとおりで、特に問題ないと思われまますので、よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございます。

2番、お願いします。

池田委員

35番 池田です。2番と7番です。13日に総合支所1名と委員3名で現地を確認しました。

2番は、久居美杉線の川口へ入ったちょうど真ん中ぐらいで、_____や_____が右左にございまして、それから200mぐらい行った左側のところでちょうど旧道が通つるところでございまして、何ら問題がないというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

7番につきましては、場所は、白山中学校へ総合支所のほうから行って、雲出川を越えて信号がございます。信号を左へ曲がっていきますと、500mぐらい行ったところの左側のほうへ川があつて入っていきます。その上に見えるのは、_____があります。場所は問題がないと思います。自分宅の裏は売主というか、その人が住んでおつたという場所でございますけども、そこは空き家になって道もありますし、問題がないと思いますので、事務局の説明どおりですので、よろしくお願ひします。

議 長 3番、4番、5番、6番お願ひします。

井谷委員 36番 井谷です。3番、4番、5番、6番の場所は、亀広の桜並木の西のほうに当たるんですが、13日に本庁、それから会長、部会長以下、うちの委員3名で見ていただきました。この大半のところは茶畑をもう止めてしまうということがあつて、説明のとおり、太陽光発電を行うことになりました。説明どおり何ら問題はないということでお話をいただきました。よろしくご審議願ひします。以上です。

議 長 ありがとうございます。8番、お願ひします。

岸野委員 37番 岸野です。8番と9番を説明します。

8番は、13日に美杉の関係者で調査を行いました。駐車場への転用ということでございすけども、周囲の同意等もありますので、別段問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

9番は、13日に会長以下で調査をお願ひいたしました。場所ですけども、_____から南のほうへ5～600mというような場所にあります。隣地の畑の同意、あるいは地域住民の承諾もありますので、別に問題はないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。10番、お願ひします。

結城委員 40番 結城です。番号10について説明いたします。以前より山林として管理している60年生の山です。後継者がいないので林地の所有者に譲り渡したいということです。始末書の添付もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。

地元より説明がございましたが、皆さんからのご意見がありましたらお願ひしますが、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございせんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。事務局、説明願います。願います。</p>
事務局	<p>12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 大三、借り人 _____外2名、貸し人 _____、申請地 白山町二本木亀広_____、台帳地目・現況地目とも田、面積887㎡です。</p> <p>これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約をし、さらに、株式会社_____代表取締役 _____に転貸して、議案第4号の番号3から6と一体的に土地利用し、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は全体で6,370.65㎡、開発される全体面積14,571㎡の43.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件でございます。農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺します。</p>
井谷委員	<p>説明どおり、先ほどのところと同じということですが、地番から見てもらうと、ちょうど真ん中に挟まれているというようなところでもあります。一体化して太陽光発電施設をつくるということで、何ら問題はないと思います。よろしく願います。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。</p>
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	<p>それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局、説明願います。</p>

事務局

13ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地木造町赤坂 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積492㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は273.84㎡で、全体面積の55.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地木造町的場 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積823㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は391.2㎡で、全体面積の47.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、借り人 _____、貸し人 _____、申請地木造町西塚越 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積928㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、申請地のうち582㎡を太陽光発電施設用地に、また残りの346㎡については長男である _____ に貸借し、一般個人住宅用地とするものです。パネル設置面積は260.8㎡で、太陽光発電施設用地の44%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 榊原町上出 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積271㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と無期限の使用貸借契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は112.6㎡で、全体面積の41.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、台帳地目が田、現況は雑種地となっておりますが、これは、平成10年に転用許可を受けたものの未登記のまま放置されていたため、今回、目的をかえての申請になりますことから、改めてご審議をお願いするものです。

番号5、地区 大井、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 一志町大仰芝ヶ鼻 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積478㎡、外1筆、合計面積509㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と無期限の使用貸借契約をし、申請地に一般個人住宅を建築しようとするものですが、一部は平成19年6月ごろから倉庫及び駐車場用地として利用されており、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。また、転用面積が500㎡を超えておりますが、「利用する土地がほぼ500㎡となり、残地部分の有効利用は困難であることから、全部を転用したい」との理由書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は3,023㎡で、その内訳は、田1,094㎡、畑1,929㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

田口委員

1番、2番、3番について説明します。

1番については、太陽光発電施設ということで、桃園小学校から東へ500mぐらいです。その場所に_____団地があるんですが、そのすぐ裏です。

2番が、これも同じく_____のすぐ裏です。

3番が、桃園小学校から東へ700mぐらいで、_____団地があるそのすぐ近くです。場所は赤坂と西塚越というけど、これはもうほとんど_____の中です。この住宅が建つのは、少し先ですので、排水は、合併浄化槽を入れますので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。4番、お願いします。

伊藤委員

25番 伊藤です。13日に現地確認に行ってみりました。場所は、温泉保養館湯の瀬より県道亀山白山線へ下り500m行きまして、左に市道がありまして、それを100mぐらい上りますと_____があります。その手前を下って500mのところは現地です。事務局の説明どおり何ら問題がないかと思っておりますので、よろしくご審議ください。

議 長

ありがとうございます。5番、お願いします。

上川委員

31番 上川です。13日に現地確認しました。場所は_____の近くです。現在、駐車場と倉庫が建っておりますけども、今度、息子さんが帰られるということで家屋を新築されます。始末書等も出ておりますので、よろしくご審議のほうをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議 長

それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。

各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で43,728㎡、畑の賃貸借、使用貸借で9,557㎡、契約件数は21件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で21,233㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,253㎡、契約件数は15件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で23,049㎡、契約件数は8件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で4,302㎡、畑の使用貸借で1,189㎡、契約件数は3件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて92,312㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて11,999㎡、合計契約件数は47件、合計面積は104,311㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区が6件、一志地区が5件、白山地区が4件、美杉地区が1件、合計で16件、合計面積は54,931㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんから何かご意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後 3 時 0 0 分

上記は、11回第2農地部会の議事を録したものである。

平成26年11月20日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____